

低所得者に対する介護保険料軽減及び新型コロナウイルス感染拡大に伴う介護保険料の減免について

1 低所得者に対する介護保険料軽減の対応について

令和元年10月の消費税増税に伴い、低所得者（所得段階が第1段階から第3段階のもの）に対し介護保険料を軽減している。令和元年度は、消費税の増税が半年間となることから、保険料軽減幅を半年分とし、年間の保険料にならした。令和2年度からは1年間分の軽減を行うため、改めて条例改正を行う。

第7期（平成30年度～令和2年度）

所得段階	対象者		基準額に対する割合	年額保険料
第1段階	・生活保護の受給者/世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者/世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下		0.45（平成30年度）	32,500円
			0.375（令和元年度）	27,100円
			0.30（令和2年度）	21,700円
第2段階	住民税非課税世帯全員が	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.70（平成30年度）	50,600円
			0.575（令和元年度）	41,600円
			0.45（令和2年度）	32,500円
第3段階	住民税非課税世帯全員が	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.75（平成30年度）	54,200円
			0.725（令和元年度）	52,400円
			0.70（令和2年度）	50,600円

※本表は、第1段階から第15段階まである所得段階のうち、第3段階までを抜粋した。

※年額保険料額72,200円が基準額である（所得段階は第5段階）。

2 新型コロナウイルス感染拡大に伴う介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により一定の収入が減少したこと等、基準を満たすものに対し、介護保険料の減免を行うため、条例を改正し、併せて関係規程を整備する。

対象者	減額又は免除の割合	
① 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者	全額免除	
② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ次のア及びイに該当する第1号被保険者 ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額をいう。）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下であること。	前年の合計所得金額が200万円以下 事業等の廃止や失業の場合	A×B/C
	前年の合計所得金額が200万円超	A×B/C×8/10

※表中のA,B及びCは下記のとおりである。

A=当該第1号被保険者の保険料額

B=第1号被保険者の属する主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C=第1号被保険者の属する主たる生計維持者の前年の合計所得金額